

# 【まち協だより】

## 【事務局から】

### 地震の後の詐欺師や悪徳業者からの電話に注意！

1月6日(火)に大きな地震があり、現在も時々余震が続いています。この自然災害に便乗して詐欺や悪徳修繕業者からの電話がかかってくるのが予想されます。下記の「キーワード」が出たら詐欺かもしれません。すぐに相談しましょう。

- 還付(かんぷ)・・・「医療費(保険料、税金)を還付します」
- カード・通帳・・・「あなたの口座・カードが悪用されています」  
「カードを変更する必要があります」  
「詐欺グループがあなたの通帳・キャッシュカードを持っていました」
- ATM・・・「電話を切らずにATMに移動して」  
「ATMで毎日お金をおろして」
- プリペイドカード・・・「コンビニでプリペイドカードを買ってきて」
- 未納料金・・・「未納料金があります」
- レターパック・・・「レターパックで現金を送って」
- 暗証番号・・・「暗証番号を教えて」
- 容疑者・・・「あなたは詐欺の容疑者になっています」
- 逮捕・・・「あなたに逮捕状がでています」
- 現金・・・「今すぐ現金が必要」「現金を指定する場所に置いて」
- 訴訟・法的手続き・差し押さえ・・・「訴訟最終告知」  
「詐欺の被害者があなたを相手に訴訟する準備をしています」  
「法的手続き・差し押さえ手続きに入ります」
- ウイルス感染・・・「パソコンがウイルスに感染しました」

## 《相談先》

- ・警察相談窓口 #9110
- ・消費者ホットライン 188(いやや)
- ・中国財務局 金融ホットライン 082-221-1552
- ・多重債務相談窓口 082-221-9206

## ～今後の予定～

- ・山上まちづくりの会 常任委員会 1月30日(金)
- ・山上文化祭『ちえっかるず』コンサートの放送  
1月31日(土)～2月6日(金) 日南ちゃんねるでコンサートの模様が放送されます。





まち協だよりでは、60歳以上の方向けに「増える・もらえるお金」の公的制度についてご紹介していきます。今回は『加給年金』についてです。

## 65歳時点で扶養家族がいると年金が増える

厚生年金に20年以上加入した人が65歳になった時、専業主婦（夫）や子など扶養家族がいると年金に加算される加給年金がもらえます。ただし、【夫】が65歳になった時点で、【妻】は65歳未満であることが条件です。

加給年金は【妻】が1日でも年上の場合は支給されません。支給期間も【妻】が65歳になるまでと決まっています。よって、加給年金がフルで支給されるのは、【妻】が5歳以上年下の場合ということになります。

加給年金は【妻】が年下でも1歳違いなど歳の差があまりない場合は支給される期間が短くなります。さらに、【妻】が厚生年金に20年以上加入した期間があると、【妻】が65歳未満の条件を満たしていても支給停止となります。

### 「加給年金」申請時に必要な書類

加給年金を受け取るには、米子年金事務所へ次の書類を揃えて来所する必要があります。

- ・ 戸籍謄（抄）本
- ・ 配偶者の所得証明書または非課税証明書
- ・ 世帯全員の住民票の写し
- ※事実婚の場合も、指定の書類提出で申請可。

※上記の文章で【夫】は「妻」に、【妻】は「夫」とそれぞれ読み替えることができます。該当される方は申請をご検討してみてもいいでしょうか。

加給年金に関するご相談は、

米子年金事務所  
0859-34-6111

または

ねんきんダイヤル  
0570-05-1165

までお問い合わせください。